県産材製品販路開拓マッチング支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県産材製品の供給者と需要者の連携・協力による販路開拓に係る取組の促進により、県産材製品の需要を拡大するため、県産材製品販路開拓マッチング支援事業及び県産材製品販路開拓事業を実施する静岡県木材協同組合連合会(以下「県木連」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「県産材製品」とは、静岡県産の木材を製品又は半製品として加工したものをいう。
- (2) この要綱において「県産材製品販路開拓マッチング支援事業」とは、県木連が行う次に掲げる内容の事業をいう。
 - ア 県産材製品の販路開拓に取り組もうとする供給者と需要者のマッチング
 - イ 県産材製品販路開拓事業を実施する者に対する補助及び事業実施等に係る支援
- (3) この要綱において「県産材製品販路開拓事業」とは、県産材製品の販路開拓に係る取組であって、 次の要件の全てを満たす事業をいう。
 - ア 県産材製品の供給者と需要者の連携・協力により新たに取り組むもの
 - イ 当該取組を行うことにより、最終的に達成しようとする目標を掲げ、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行うもの
- 第3 補助の対象及び補助率(額)

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書 (様式第1号)
 - イ 事業計画書(様式第2号)
 - ウ 収支予算書(様式第3号)
 - エ 資金状況調べ (様式第4号)
- (2) 提出期限 別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間)内において、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部 を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業期間内に、特許権、実用新案権、意匠権等(以下「産業財産権等」という。)を出願若しくは 取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかにその旨を知事に届け 出なければならないこと。
- (6) 知事は、補助事業期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 県木連会長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(8)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(6)までの事項中「知事」とあるものは「県木連会長」と、(4)及び(6)の事項中「県」とあるものは「県木連」と読み替えるものとする。
- □ 県木連会長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- □ 県木連会長が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(4)又は(6)により県木連に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 事業の内容の変更

補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変 更

(2) 経費の配分の変更 交付決定を受けた額の20%以内の減少となる変更

第7 経費流用の禁止

別表の区分間の経費の流用をすることはできない。

第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第5号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更収支予算書(様式第3号)

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第6号)
 - イ 事業実績書(様式第2号)
 - ウ 収支決算書(様式第3号)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月 20日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続き

- (I) 提出書類 1部 請求書(様式第7号)
- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算払いの請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第7号)
- イ 資金状況調べ (様式第4号)

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((I)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

③ 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

②に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(①又は②により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 県木連会長が補助金の交付をする場合の取扱い

県木連会長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるものは「県木連会長」と、「県」とあるものは「県木連」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助率(額)
事業の区分	対象経費	
1 県産材製品販	静岡県内に住所又は事業所を有する者が実施	左に掲げる経費の2分の1の
路開拓事業	する県産材製品販路開拓事業に要する経費の	範囲内(1件当たり1,000千円
	うち、資材等費、機械装置等費、広報費、展	を限度とする。) で、かつ、県
	示会等出展費、旅費、借料・損料、謝金、そ	木連が補助するのに要する経
	の他旅費、雑役務費、資料購入費、産業財産	費の10分の10以内とし、別に
	権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費に	定める額を限度とする。
	ついて、県木連が補助する場合における当該	
	補助に要する経費	
	(注) 消費税は補助対象としない。	
2 県産材製品販	県木連が実施する県産材製品販路開拓マッチ	左に掲げる経費の10分の10以
路開拓マッチン	ング支援事業に要する経費のうち、賃金、通	内で、別に定める額を限度と
グ支援事業	信運搬費、印刷製本費、旅費、燃料費、消耗	する。
	品費、謝金、その他旅費、雑役務費	